

日バス協労安第240号

令和7年8月8日

各都道府県バス協会会長 殿

公益社団法人日本バス協会

会長 清水 一郎

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について
事業者間遠隔点呼を実施する自動車運送事業者における輸送の安全に関する業務の管理の
受委託について
(依頼)

平素より当協会の活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
標記について、国土交通省物流・自動車局長、安全政策課長、旅客課長、自動車整備課長
から別添のとおり周知依頼がありましたので、傘下会員事業者に周知をお願いいたします。

主な変更点

- ・点呼に係る項目（主に業務前自動点呼）の追加
- ・運行基準図作成に係る項目の追加
- ・乗務員証の作成に係る項目（マイナンバーカード）の追加
- ・事業者間遠隔点呼における管理の受委託について

担当：労務・安全部（泉・池田）

電話：03-3216-4015

国自安第46号の2
国自旅第64号の2
国自整第94号の2
令和7年8月7日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

物流・自動車局 安全政策課長
旅 客 課 長
自動車整備課長
(公 印 省 略)

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、自動車監査指導部長、自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達しましたので、了知いただくとともに、貴会傘下会員（地方実施機関）に対し周知方お願いいたします。

国自貨第245号の2
国自安第54号の2
国自旅第71号の2
令和7年8月7日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

物流・自動車局長
(公印省略)

事業者間遠隔点呼を実施する自動車運送事業者における
輸送の安全に関する業務の管理の受委託について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達しましたので、了知いただくとともに、貴会傘下会員（地方実施機関）に対し周知方お願いいたします。